

委員会提出議案第2号

西条市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

西条市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月19日提出

西条市議会議会運営委員会委員長 児玉千春



西条市議会議員定数条例の一部を改正する条例

西条市議会議員定数条例（平成20年西条市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、西条市議会の議員の定数は、 <u>28</u> 人とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、西条市議会の議員の定数は、 <u>30</u> 人とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

口頭説明